

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	二〇三
○福島県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則	二〇三
○福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則	二〇四
告 示	二〇四
○国定公園の公園事業を決定した件	二〇四
○県立自然公園の公園計画を変更した件	二〇四
○土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件	二〇四
○国民健康保険組合の規約の変更を認可した件	二〇五
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	二〇五
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	二〇五
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	二〇六
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	二〇六
○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	二〇六
正 誤	二〇六
○平成二十一年三月二十四日付け号外第十四号中	二〇七
○令和五年三月十七日付け号外第十二号中	二〇七
○令和五年三月二十八日付け号外第十九号中	二〇七

規 則

福島県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則及び福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三十六号

福島県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県ふぐの取扱い等に関する条例（令和五年福島県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(販売の禁止の適用除外)

第二条 条例第三条ただし書の規則で定める者は、条例第二条第二号又は第四号に掲げる者に対してふぐを販売することを業とする者とする。

(認定の方法)

第三条 条例第五条第二号の規則で定めるものは、他の都道府県、保健所を設置する市及び特別区の長が実施する試験その他のふぐ処理の知識及び技術を有することを認定するために当該団体の長が定めたもの（知事がふぐ処理者試験と同等であると認めたものに限る。次項において「試験等」という。）においてふぐ処理の知識及び技術が適正と認められた者（以下「他都道府県等合格者」という。）とする。

2 前項に掲げる者が知事の認定を受けようとするときは、試験等においてふぐ処理の知識及び技術が適正と認められたことを証する書類を提示しなければならない。

(取消処分を受けた者の再認定)

第四条 次の各号に掲げる者は、条例第五条第二号に該当するものとして、ふぐ処理者として再び認定するよう知事に申し出ることができる。

一 条例第十条第一項第一号によりふぐ処理者の認定を取消された者であつて、条例第六条第一号に規定する期間を経過した他都道府県等合格者

二 条例第十条第一項第二号によりふぐ処理者の認定を取消された者であつて、条例第六条第一号に規定する期間を経過し、かつ、知事又は保健所長による必要な指導を受けたもの

(名簿の訂正)

第五条 ふぐ処理者は、条例第七条第二号の氏名又は同条第四号に掲げる事項のうち知事が別に定めるものに変更が生じたときは、三十日以内に知事が別に定める様式により名簿の訂正を知事に申請しなければならない。

(名簿の消除)

第六条 ふぐ処理者は、名簿の登録を消除しようとするときは、知事が別に定める様式により知事に申請しなければならない。

2 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に知事が別に定める様式により名簿の登録の消除を知事に申請しなければならない。

(的確なふぐの処理を行うために必要な事項)

第七条 条例第八条第八号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 心身の障がい等がなく、ふぐの処理に当たり必要な認知、判断及び意思疎通が可能な状態であること。

二 ふぐの処理に当たり必要な視認が十分確保されていること。

（ふぐ処理施設である旨が記載された書類）
第八條 條例第九條第二号のふぐ処理施設である旨が記載された書類は、次の各号のいずれかとする。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五條第一項の許可を受けた旨の令達文

二 前号の許可を受けた事実を証する証明書

三 知事が別に定める確認済証

四 前三号の規定による書類に相当する書類として知事が認めたもの

（試験の方法）

第九條 條例第十一條第一項に規定するふぐ処理者試験は、学科試験及び実技試験により行う。

2 ふぐ処理者試験の科目は、次のとおりとする。

一 学科試験

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

二 実技試験 ふぐ処理に関する技術

（受験願書等）

第十條 ふぐ処理者試験を受けようとする者は、知事が別に定める願書に写真を貼付して知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第十一條 この規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出する者の住所地（福島市、郡山市及びいわき市並びに県外の区域を除く。）を所管する保健所長を経由することができる。

附 則

1 この規則は、令和五年六月一日から施行する。

2 條例附則第二項の規則で定めるものは、この規則の施行の日前に食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第一号へに規定するふぐの種類に鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者として従事を認められていたもの（他都道府県等合格者を除く。）とする。

（食品生活衛生課）

福島県規則第三十七号

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築士法施行細則（昭和二十五年福島県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第三項中、「上半身」を削る。

第十三條第一項第三号中「脱帽し、正面から上半身を写した」を「脱帽して正面から撮影した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（建築指導課）

告 示

福島県告示第三百一十号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第九條第二項の規定により、国定公園の公園事業を決定した概要は次のとおりである。

令和五年四月二十一日

国定公園名

決定した公園事業

位置

福島県知事 内堀 雅 雄

越後三山只見国定公園

沼沢湖野営場

大沼郡金山町

沼沢湖宿舎

大沼郡金山町

（自然保護課）

福島県告示第三百一十二号

福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）第八條第一項の規定により、南湖県立自然公園の公園計画を変更した概要は次のとおりである。

変更後の公園計画は、福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県南地方振興局県民環境部県民生活課において閲覧に供する。

令和五年四月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

変更する区域	変更前	変更後
白河市池下、鬼越及び池下裏の各一部	第二種特別地域及び普通地域	第一種特別地域
白河市鬼越、鬼越道下及び池下裏の各一部	第二種特別地域	普通地域

（自然保護課）

福島県告示第三百一十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

令和五年四月二十一日

一 指定を解除する区域 福島県知事 内堀雅雄

二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- 1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
- なし
- 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
- 鉛及びその化合物

三 講じられた実施措置

土壌含有量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の除去（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県南地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第三百十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、福島県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更について、令和五年四月三日次のとおり認可した。

令和五年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更の内容

組合の地区に東京都中央区を加える。

（国民健康保険課）

福島県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

名 称 所在地 指定年月日

大塩歯科医院	会津若松市東栄町一〇番一号	令和五年二月一日
アイン薬局 会津坂下町店	河沼郡会津坂下町字小川原一〇六八番地二	同年四月一日

（社会福祉課）

福島県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人清記会アピオ・リウマチクリニック	会津若松市インター西七三一一	令和五年三月三十一日
大塩歯科医院	会津若松市東栄町六番一八号	同年一月三十一日
アイン薬局 会津アピオ店	会津若松市インター西七四一一	同年三月三十一日
山下歯科医院	相馬市原釜字大津一一一一	同日
ベース薬局 本町店	二本松市本町二一七八	同日
関根歯科医院	岩瀬郡鏡石町本町二四一一三	同日
クオール薬局かがみいし店	岩瀬郡鏡石町久米石南四八六	同年二月二十八日

福島県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
令和五年四月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

（社会福祉課）

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
橋本 絃輔	本宮市高木字大石二四一―二	ダリア整骨院	本宮市本宮中條二二―一	令和五年二月一日

（社会福祉課）

福島県告示第三百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年四月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年四月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）日本化学工業株式会社
代表取締役 鈴木 義博
（変更後）日本化学工業株式会社
代表取締役 棚橋 洋太
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成二十九年四月一日
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
令和五年三月二十九日
- 五 届出をした者
日本化学工業株式会社
（別紙書面）は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
（商業まちづくり課）

福島県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年四月二十一日から同年八月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年四月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地ほか
- 二 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数
（変更前）(一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 四百四十台
 (三) 位置 別紙図面のとおり
 (四) 収容台数 二百台
（変更後）(一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 二百台
- 三 変更しようとする年月日
令和五年十一月三十日
- 四 届出年月日
令和五年三月二十九日
- 五 届出をした者
日本化学工業株式会社
（別紙図面）は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
（商業まちづくり課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十一年三月二十四日付け号外第十四号中

九	上	一	※開示決定期限	開示決定期限
---	---	---	---------	--------

○令和五年三月十七日付け号外第十九号中

一	下	七	個人情報ファイル	個人ファイル
---	---	---	----------	--------

ページ	行	正	誤
-----	---	---	---

○令和五年三月二十八日付け号外第十九号中

七	下から一六	複写機による写し（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）の交付（2に該当するものを除く。）	複写機（カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）
七	下から九	又は	の交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）
七	下から三	又は	及び

七	下から一	及び	登録簿
七	下から一〇	登録簿及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を取り扱う事務に係る登録簿	日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付（2に該当するものを除く。）
八	上から八	複写機（カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
八	上から一八	カラー複写機による写しの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	もの
八	上から二〇	物	物
八	上から二〇	より出力又は複写したもの	もの
八	上から二〇	による写しの交付又は複写した物	物
八	上から二〇	出力又は複写したもの	物
八	上から二〇	写し又は複写した物	物
八	上から三三	を出力又は複写したもの	物

	の写し又は公文書を複写した物
八 上から三	出力又は複写したもの 写し等
八 上から二六	備考 1の項又は2の項の場合において、画面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。 (県民サービス課) (県民サービス課)